

社会福祉法人の収入の 使途制限について

～法人本部への繰入れを中心に～



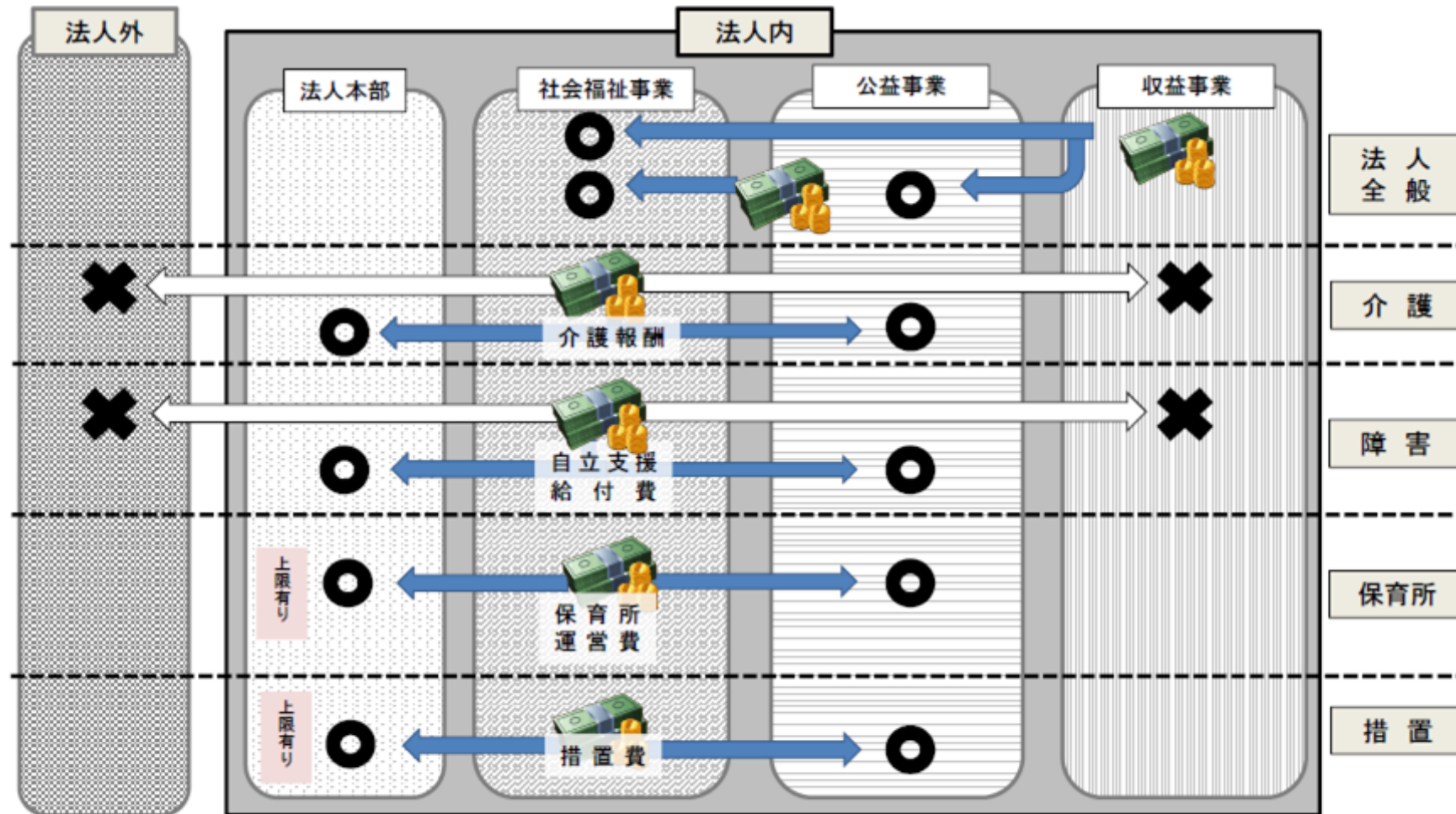
練馬区福祉部指導検査担当課 社会福祉法人係

※ご説明する内容は練馬区の例となります。

詳細については、所轄庁へお問い合わせいただくよう、お願いいたします。

社会福祉法人の収入・収益の取扱い

収益事業の剰余金は、社会福祉事業又は公益事業、公益事業の剰余金は社会福祉事業に充てることができる。社会福祉事業の剰余金は法人本部会計又は公益事業に充てることができるが、法人外への支出は認められていない。



《補足》 寄付金（義援金）について

①支出予定金額

②寄付の相手先

③法人内部の意思決定手続き方法

社会福祉法人係へ

メールまたは電話にてお知らせください。

事務連絡
令和6年1月12日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和6年能登半島地震による被害に対し
社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の介護報酬については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

今般の令和6年石川県能登地方を震源とする地震による災害について、被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人に周知を図るよう、よろしくお願いいたします。

記

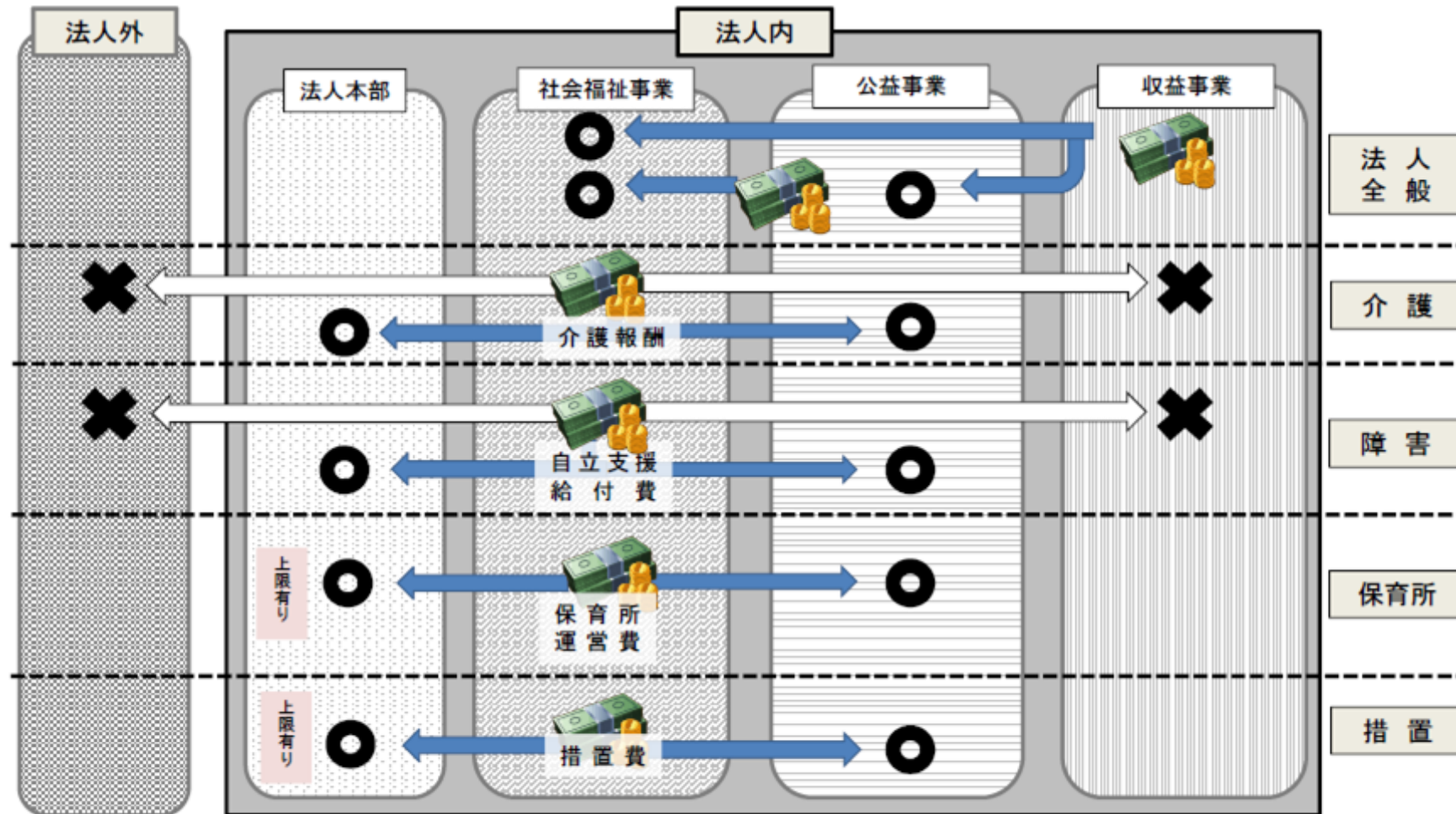
要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

社会福祉法人の収入・収益の取扱い

収益事業の剰余金は、社会福祉事業又は公益事業、公益事業の剰余金は社会福祉事業に充てることができる。社会福祉事業の剰余金は法人本部会計又は公益事業に充てることができるが、法人外への支出は認められていない。



介護

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」
(平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)

使途制限
なし

障害

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」
(平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)



保育

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号
内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長連名通知)



使途制限
あり

措置

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
(平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)

介護

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」
(平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)

障害

「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」
(平成18年10月18日付け障発第1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)



「資金の繰入れ」に要件があります。



A拠点



繰入れ



法人本部拠点

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」
(平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)

抜粋

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても、差し支えない。

〇〇拠点 資金収支計算書			
勘定科目			決算 (B)
事業活動による収支	収入		
		事業活動収入計(1)	
	支出		
		事業活動支出計(2)	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	ここが1円以上
施設整備等による収支	収入		
		施設整備等収入計(4)	
	支出		
		施設整備等支出計(5)	
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	
その他の活動による収支	収入		
		その他の活動収入計(7)	
	支出		
		その他の活動支出計(8)	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	
		予備費支出(10)	
		当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	ここが0円以上
		前期末支払資金残高(12)	
		当期末支払資金残高(11)+(12)	

←事業活動資金収支差額に資金残額が生じ、

介護・障害はここを見ます！
どちらの要件も満たす必要があります！

←当期資金収支差額合計に資金不足が生じない

「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」
(平成12年3月10日付け老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知)

抜粋

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定介護老人福祉施設の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定介護老人福祉施設以外の介護保険法第23条に規定する居宅サービス等の事業への資金の繰入れについては、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても、差し支えない。

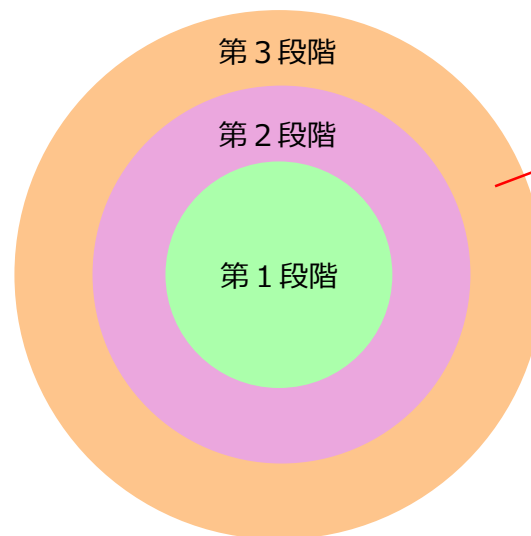
保育

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
(平成27年9月3日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

措置

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
(平成16年3月12日付け雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知)

(例) 保育



法人本部への繰入れも
第3段階です。

「子ども・子育て支援法附則第 6 条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」 (平成27年 9 月 3 日付け府子本第254号、雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長連名通知)

3 前期末支払資金残高の取扱い

(1)前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計（予算額）の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

(2)前期末支払資金残高については、1 (5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

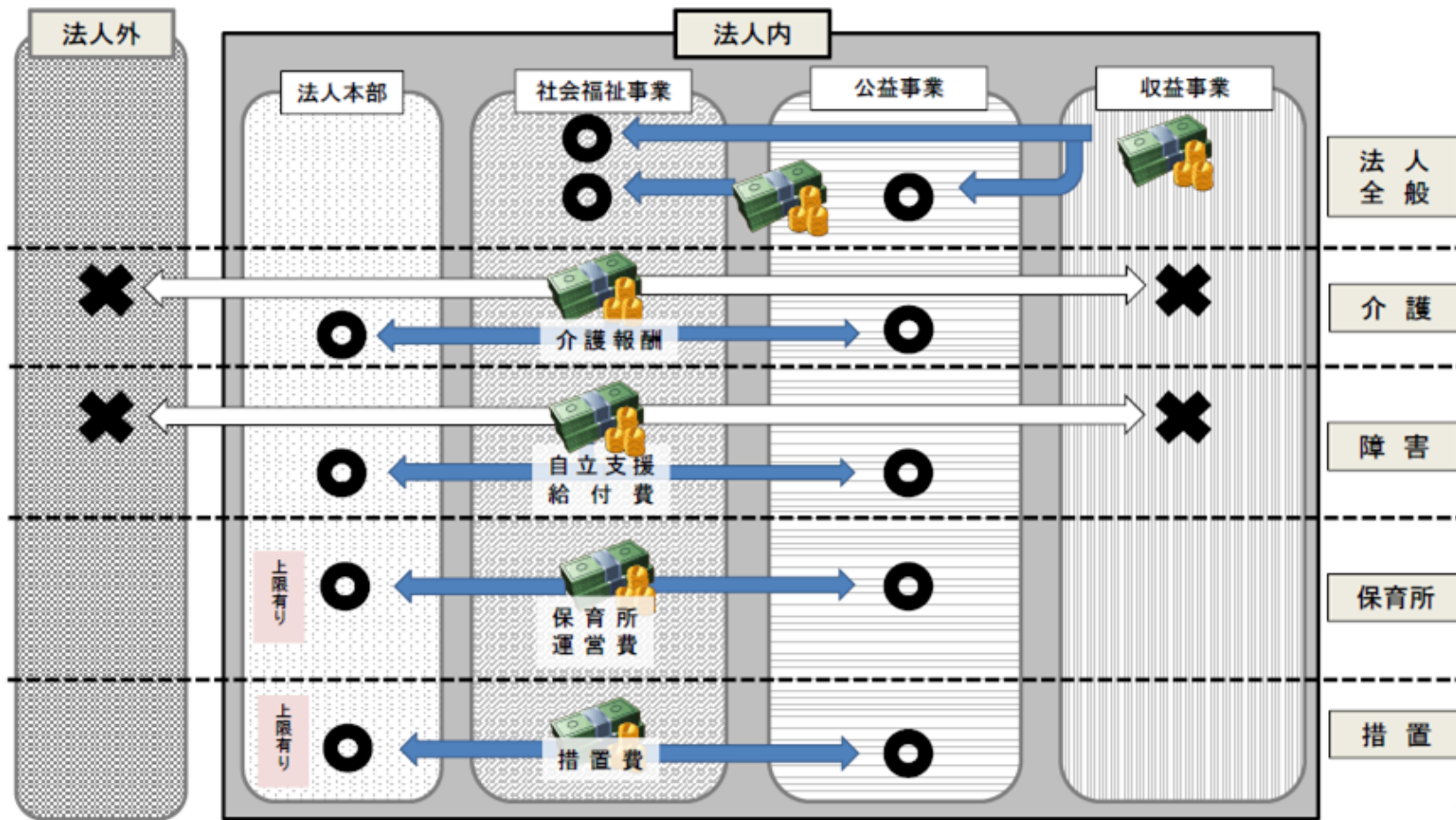
なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。

① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費

② 同一の設置者が運営する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費

社会福祉法人の収入・収益の取扱い

収益事業の剰余金は、社会福祉事業又は公益事業、公益事業の剰余金は社会福祉事業に充てることができる。社会福祉事業の剰余金は法人本部会計又は公益事業に充てることができるが、法人外への支出は認められていない。



⇒「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」

⇒「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」

⇒「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」

⇒「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

ご視聴いただき、ありがとうございました。

ご不明な点、ご相談したいことがありましたら、
社会福祉法人係まで、お問い合わせください。

【住 所】〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

練馬区福祉部指導検査担当課社会福祉法人係

【電 話】03-5984-1318（直通）

【メール】TIKIFUKUSHI11@city.nerima.tokyo.jp